

東大和市立図書館協議会 平成28年度第3回会議録

会議名 平成28年度第3回 東大和市立図書館協議会
開催日時 平成29年2月16日（木） 午後3時00分～午後5時00分
開催場所 東大和市立中央図書館 視聴覚室
出席者 （委員）溝江委員、上田委員、六馬委員、村松委員、荒川委員、
奥平委員、
（欠席者）三坂委員、仙田委員、山本委員、佐々木委員
（事務局）當摩（中央図書館長）、宮田（管理係長）、柳原（事業係長）、
野村（桜が丘図書館長）、浴（清原図書館長）

会議の公開・非公開 公開 傍聴者数 10人

会議次第 1. 開会
2. 議題
(1) 平成29年度予算について
(2) 東大和市子ども読書推進計画 平成27年度実施状況報告書について
(3) 地区館の開館日及び開館時間等の見直しについて
(4) その他
3. 閉会

会議結果及び主要発言

1. 開会

2. 平成29年度予算について

会 長： ありがとうございます。それでは議題1、「平成29年度予算について」報告をお願いいたします。報告される方、着席のままで結構です。

事務局： 私のほうから平成29年度の予算（案）ということで説明させていただきま
す。2月14日にプレス発表がございまして、一応公表はしてございますが、
まだ確定ということではございませんので、案ということでお聞きいただきたい
と思います。お手元には、図書館の予算についてということで、資料1をお
配りしてございますが、係別に載せていますけれど、私からは、平成29年度
の一般会計予算案の概要について、口頭で申し訳ございませんが、説明させて
いただきます。まず、予算編成の方針でございますが、全般的事項といたしま
して、市長がずっと申しておりました「開かれた市政の実現のため、施策の形
成や課題の対応にあたっては、情報公開と説明責任の徹底を図り、市民の理解
と信頼を得ること」、こちらを第一に掲げております。2番目といたしまして
は、「持続可能な市政の実現のため、新規施策の実施にあたっては、社会情勢
等を見通す中、その効果を検討し、東大和市実施計画における主要事業など取
り組むべき課題に集中すること」を掲げております。3番目といたしましては、
「東大和市行政改革大綱に基づき、全職員が歳入の確保に取り組むと共に、行

政評価制度を推進することにより、効率的且つ効果的な事務事業の実施に努めること」としております。また、平成29年度の優先施策でございますが、市長の施策は5本の柱がありまして、1番目といたしましては、日本一子育てしやすい街づくりということでございまして、内容としましては、まず子育て支援の一層の充実、2点目として、教育内容と教育相談体制等の充実、3点目といたしまして、新学校給食センターの運営と学校給食の充実、こちらを掲げております。大きな2番目といたしましては、まず住み良い活気のある街づくりに係る施策ということでございますが、内容といたしましては、地域の特性を生かした魅力ある事業の展開、2点目といたしまして、旧日立航空機株式会社変電所の保存、3点目といたしまして、行政サービスの電子化による利便性の向上、こちらを掲げております。大きな3点目といたしましては、環境に優しい街づくりに係る施策ということでございまして、内容といたしましては、まず廃棄物の減量施策の推進、2つ目といたしまして、環境の保全に向けた施策の導入、こちらを掲げております。大きな4番目といたしましては、福祉の行き渡った街づくりに係る施策ということで、内容としては、まず市民の健康増進を図る施策の推進、2点目といたしまして、東大和市総合福祉センターにおける福祉サービスの充実を掲げております。大きな5点目といたしましては、地域力・教育力の向上に係る施策ということで、内容といたしましては、1点目として、地域に開かれた学校運営の推進、2点目としまして、学校施策の環境整備等、3点目といたしまして、教育内容と教育相談体制の充実、こちらは再掲になっております。それから、最後4点目、新学校給食センターの運営と学校給食の充実、こちらも再掲になっております。以上を掲げております。

また、中央図書館の事業に関しましては、係の事業内容につきましては、担当の係から説明いたしますが、全体の概要といたしまして、まず、図書館協議会の関係では、例年3回の開催を予定して、報酬費等の予算計上をさせていただいておりますが、平成29年度につきましては、今回諮問させていただいております案件の他にも、平成29年度には東大和市子ども読書活動推進計画の見直しの年となっておりますので、こちらの改定作業につきましても、今後会議の中でご説明等をして参りますので、図書館協議会の開催日数を5回分ということで、予算化させていただいております。

その他では、図書館資料費につきましては、前年度水準を要望しておりますが、こちらも認められ、前年度並みの予算が確保出来たという状況です。それから備品の購入についてであります。みずうみ号の各ステーションにありますブックリターンポストを1個と、日常的に館内で図書資料を運ぶブックトラックというものがありますが、こちらを2台、更にDAISY図書再生機器とDAISY図書コピー機、こちらを各1台買い替えることが認められております。また、新聞の多摩版が掲載されているマイクロフィルムですが、こちら毎年購入しておりますが、そのマイクロフィルムがかなり増えて参りまして、棚に入

りきれない物が、既に150巻以上ありまして、このマイクロフィルム専用のキャビネット、1台につき156巻入るのですが、こちらを29年度の予算で1台、また、今年度28年度の予算で契約差金を利用させていただいて、こちらにも1台購入することになっております。また、予算書上には出て参りませんが、今年度28年度東京都市町村立図書館長協議会の事務局長市ということで、務めて参りましたが、こちらが2年の任期となっておりまして、29年度につきましても、引き続き事務局長市ということで務めさせていただくことになっております。本日、委員の方の机上には、今年の2月1日、2日に開催いたしました、この協議会の活動のメインでもあります多摩地域公立図書館大会の際のレジユメを参考までに配布させていただいております。この大会も、2年目来年度につきましても、大規模大会ということで、3日間の大会期間を予定しております。概略となりますけれども、あとは各担当から、詳細を説明させていただきます。以上です。

会 長： どうぞ。

事務局： 資料1の1ページをお開きください。歳入ですが、電子複写機使用料コピー代と資料弁償金は、昨年度と金額に変更はありません。次に歳出は3ページをお開きください。平成29年度事業費別主な事業一覧の中央図書館管理費です。図書館協議会委員報酬は、開催回数を3回から5回にしたことによる増額です。4節共済費については、社会保険料率の変動に伴う増額です。7節賃金、臨時職員賃金については、単価アップによる増額です。13節委託料嘱託員健康診断委託料は、単価増により増額です。管理関連維持費は、9節の旅費、職員旅費・費用弁償は、嘱託員が市外から通勤しているための増額です。11節①消耗品費は、期限切れの消火器が発生するため、新たに消火器の購入による増額です。11節⑤光熱水費は、昨年度の執行額を考慮し、減額しました。11節⑥修繕料は、施設修繕料が、予め決まっている修繕は無いため、減額になりました。12節⑤筆耕翻訳料、会議録作成費については、図書館協議会の回数に増により、増額です。13節委託料、清掃委託料については、単価増による増額です。13節委託料その他の施設維持の委託料については、平成29年度は実施しない委託があることなどによる減額です。14節使用料及び賃借料、電話交換機賃借料については、再々リース契約になるため減額です。中央図書館管理費の説明については以上です。

会 長： お願いします。

事務局： お手元資料1の4ページをお開きください。中央図書館事業費についてですけれども、大きくは昨年度と今年度と同様の予算を計上いたしました。変わったところを説明します。上から3つ目の事業関連維持費の大きい枠の中のものですが、移動図書館の修繕料は2年に1回、いわゆる車検で、24か月点検をしておりますので、今年度は12か月点検で、来年度は24か月点検ということで記載がございます。資料費等につきましても、先ほど、説明させて

いただきましたように、昨年度同様に計上をさせていただきました。備品購入費についても、先ほど、説明しましたように、マイクロフィルムリーダーを今年度購入したのですが、来年度につきましては、マイクロフィルムそのものを収容するキャビネット及び視覚障がい者向けの録音図書を再生する機器及び複写して利用提供するための機器が、5年以上経って本年度も途中で故障があり、買い替えということで、予算を計上させていただきました。簡単ですが説明のほうは、以上にさせていただきます。

会 長： お願いします。

事務局： 5ページをお願いしたいと思います。桜が丘図書館事業費になります。桜が丘の全体の事業費が29年度の予算では、全体で7,346,000円になっております。28年度とほぼ同等の予算となっております。主なものとしては、下の表をご覧くださいと思います。7節の臨時職員の賃金、こちらが1,796,000円、こちらは65,000円増えています。これは臨時職員単価の改定がありまして、その増でございます。あと、主なものとしたしましては、1番下になりますが、図書資料費5,120,000円です。昨年度と同様の金額ということになっております。説明のほうは以上です。よろしく願いいたします。

会 長： お願いします。

事務局： 6ページ目をご覧ください。清原図書館の平成29年度の予算額は7,963,000円となっております。平成28年度に比較しまして増減があった項目でございますが、臨時職員の賃金、こちらは他の館と同様単価の改定に伴う増額でございます。それから、事業関連維持費のほうは、事務用消耗品を若干減額いたしまして、それから14番の電子複写機コピーファクシミリ賃借料も実際の利用に見合った額に合わせたということで、若干減額してありまして、トータルいたしまして、平成28年度より2,000円増の7,963,000円ということで、予算作成をいたしました。以上でございます。

会 長： ありがとうございます。以上で説明が終わりました。これから、ご質問をお受けしますが、質問の際はページなどお示しのうえ、お願いいたします。ただ今のご説明の中で急に質問と申し上げても、もし心当たりがあればなんですけれども、もし無いようでしたら、議題（1）平成29年度予算についての質問説明は終了いたします。

3. 東大和市子ども読書推進計画 平成27年度実施状況報告書について

会 長： 引き続きまして、議題「(2) 東大和市子ども読書活動推進計画 平成27年度実施状況報告書について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局： それでは、議題の2番、東大和市子ども読書活動推進計画の、こちらの報告について説明させていただきます。お手元の資料の2番をご覧ください。東大和市子ども読書活動推進計画は、平成25年度から29年度までの5年間の計画となっておりますが、本日は平成27年度実施状況の報告になります。

1 ページをお開きください。平成 27 年度は、この計画の 3 年目でございますが、この 1 ページ目の下のところの各事業の目標達成年度の集計というのがございますが、こちらにつきましては、子ども読書活動推進計画の 5 年間の内の平成 26 年度と平成 27 年度を比較したものであるということで、こちらの比較が増減されたものが 7 事業あるというような形になります。平成 27 年度は、既に実施している事業の継続ですとか、あるいは充実といったようなものが多くなっているのですけれども、27 年度の主な活動のあったものについてご紹介いたしますと、11 ページをご覧ください。11 ページの一番下の (2) の高等学校という欄ですが、市内の高等学校と展示資料等の貸借などを行いまして、相互協力による展示会ですとか、あるいは、高校生の進路授業の受け入れなど、そういった高校生と図書館の初めての交流といったようなものが、27 年度は行われたというのが特徴的なことでございます。

それから 14 ページ、こちらの (3) の学習グループという欄がございますが、こちらの 2 点目に人材育成というところがありまして、この中で語り手養成講座というものを図書館で企画して実施いたしました。全 5 回で実施して参りましたが、受講生の一部につきましては、現在も自主グループを作って活動を続けていただいているというような成果が上がっております。27 年度の実施報告としては、簡単なのですけれども、以上が特徴ということで、ご報告いたします。

今回の実施報告書とは別なのですけれども、第 2 次の推進計画、これは平成 30 年度から 34 年度、こちらが計画期間となりますが、こちらの策定を来年度平成 29 年度に行いますので、今後検討委員会、こういったものの組織作りですとか、あるいは改定のための準備といったものを進めて参ります。図書館協議会委員の皆様にも、協議会の中で、ご報告ですとか、ご意見を伺うような機会を設けて参りますので、ご協力をお願いしたいと思います。子ども読書活動推進計画につきましては、以上となります。

会 長： ありがとうございます。以上で説明は終わりました。これから、ご質問をお受けします。何かございますか。それでは、無いようでございますので、議題 2 の「東大和市子ども読書活動推進計画平成 27 年度実施状況報告書」については、終了いたします。

4. 地区館の開館日及び開館時間等の見直しについて

会 長： 引き続きまして、議題 3 「地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて」に移りたいと思います。前回の第 2 回定例会以降協議会として、諮問事項について検討するために、必要な資料を追加していただくことと、会議の開催が少ないということで、諮問に関する質問書を館長さんのほうに提出し、誠意を持って答えていただいております。委員の皆さんも前回の会議以降、それらの資料とか、あと、検討されたことなどをお読みになって、本日の会議に臨まれていることと存じます。では、事務局から各種資料について説明をお願い

いたします。どうぞ。

事務局： それでは、議題の「(3) 地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて」ご説明いたします。資料の3をご覧くださいと思います。こちらは今、会長からありましたように、前回から引き続きの案件になりますが、前回、図書館協議会へ「地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて」ということで、諮問をさせていただいた経緯につきまして、ご説明したいと思えます。この資料3の指定管理者制度に係る基本方針、こちらの所管は企画課ということになりますので、事務の流れということの説明させていただきます。

資料3の1ページをお開きください。1の指定管理者制度の概要、1指定管理者制度の法制化とあります。こちらは、平成25年度に地方自治法の一部改正がありまして、2ページに、①「公の施設」とは、ということ、「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」と定義されております。この中に、市民会館ですとか、体育館、介護支援センター、図書館もこの中に含まれてくる訳なのですが、法改正以後は、それまで認められておりました地方自治体の出資法人等に限定して管理を委託する制度。こちらから、出資法人以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定するものが管理を行う制度に転換され、これが指定管理制度になります。そして、各自治体は、公の施設の管理運営を直営で行うか、または指定管理者制度を導入するかの、どちらかを選択しなければならないことにされたということになります。指定管理者制度と業務委託との比較ですとか、あるいは指定管理者を指定する際の手続き、あるいは条例に定める事項等につきましては、こちらの資料の1ページ目と2ページ目に概要が掲げられております。指定管理者制度は、簡単に申しますと、受託主体につきましては、法人その他の団体ということ、非常に門戸が広くなったということと、法的性格というところでは、指定という行政処分を受けることによって、管理の代行を行うことになってきます。その手続等につきましては、条例で必要な事項を定めていくことになります。

次に3ページをお開きください。ローマ数字のⅡの「公の施設における管理運営のあり方の検討」についてであります。東大和市では、以下の点線で囲まれております6項目の視点から、市内の公の施設の管理運営のあり方について、庁内の組織として「公の施設の管理運営のあり方検討委員会」、こういったものを設けまして、検討を行い、移行計画というものを作成して参りました。東大和市では、これまでにほっと支援センターなどの福祉関連施設の3か所と市民会館、体育館等の運動施設の合わせて5か所を指定管理者制度に移行してきております。

少し話が飛びますが、図書館における開館時間等の見直しにつきましては、資料の4に年表がありますが、中央図書館における夜間開館の実施ですとか、桜が丘図書館における月曜日の開館など、サービスの拡大について、少しずつですが行っている状況をまとめたものになります。こういった開館日等の

拡充を行ってきたところですが、平成23年度から具体的に検討委員会のほうで、第2次移行計画の対象施設ということで、検討されることになりました。この検討委員会の際に、図書館側から検討委員会へ提出した資料といたしまして、資料5と6がございます。資料5につきましては、現在と同様のサービスを現状よりも低コストで行えるかどうかという調査でございますが、清原図書館、桜が丘図書館、両館とも、いずれもこれ以上の人件費の削減は厳しいというような内容の回答をしてきております。それから資料6につきましては、指定管理者制度を導入するにおけるメリット、デメリットの整理となっております。メリットとしては、市の立場としては、職員を引き上げられること、あるいはコストの縮減、競争原理の導入、民間ノウハウの活用などがあります。また、利用者にとっては開館日と開館時間が拡充できること。こちらをメリットとして挙げております。デメリットといたしましては、読書の自由が保障され、個人情報を守られるのかが心配というようなことと、地域の貴重な資料の保存等への心配。あるいは不安定な雇用状態からサービスの質的な低下や資料の偏りなど、そういったものが起こるのではないかという心配が指摘されていることを、当時の調書では、報告として挙げております。

資料3の5ページを見ていただきたいのですが、上のところにフロー図が掲載されております。先ほどの調書などを参考に、あり方検討委員会の中で検討してきた訳ですが、このフロー図の中ほどに移行計画とあるのが、指定管理者制度等導入第2次移行計画というものになります。こちらがあり方検討委員会の中で作成され、市長へ報告されたということになります。内容としましては、図書館については、平成30年4月1日指定管理者制度導入予定施設ということで、桜が丘図書館、清原図書館が掲げられています。図書館のうち、地区図書館について、指定管理者制度を導入する。地区図書館への指定管理者制度導入により、地区図書館における休館日の縮減及び開館時間の延長を行い、市民サービスの拡充を図る。なお、中央図書館は、地区図書館への指定管理者制度導入後の効果を踏まえ、別に検討する施設とする。理由といたしまして、複数の自治体で指定管理者制度が導入されていること、また業務を提供する事業者が複数あること。事務局が提案を受けた事業所からの提案では、こちらのアンダーラインになっていますが、事業活動情報ということで、そのために空欄としております。こちらによってサービスの拡充に繋がることが期待できる。(事業者提案によるサービスの拡大の例)、(1)直営と指定管理者の開館日数比較。平成28年度の予定において、桜が丘図書館では年間42日間の増、清原図書館では年間88日間の増となる。(2)としまして、直営と指定管理者の開館時間比較。平成28年度、地区図書館は、開館日において午前10時から午後5時まで。指定管理者は、開館日において午前10時から午後7時まで2時間の拡大となる。こういう提案が出されております。こちらの検討委員会からの第2次移行計画の報告を市長が受ける形なのですが、これによって市の方針と

して指定管理者制度の導入を決定いたしまして、8月10日付で教育長宛に所管施設における指定管理者制度の導入の検討についてという通知がありまして、この中で対象施設として、桜が丘図書館及び清原図書館、導入時期として、平成30年4月1日導入を目途として依頼を受けたということになります。

現在置かれております検討段階につきましては、まだ、方針の決定段階ということですので、5ページのフロー図の中ほどの移行計画と、この隣の四角く囲ってある指定管理者制度への移行とのちょうど間くらいのところの検討段階ということになります。

あと、内容の検討段階というところから見てみますと、市長から依頼がありまして、図書館としましては、市の方針の内容を念頭に置いて、検討を進めていく必要があることから、まず、第一の懸案となっております地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて、内容をある程度固めていきたいと考えております。そのため取り急ぎとなり、大変申し訳ありませんでしたが、図書館協議会へ諮問させていただくとともに、利用者アンケートを実施してきたところであります。そして、この度、利用者アンケートにつきましても、内容がまとまりましたので、後ほどご説明し、ご意見等伺いたいと思っておりますが、内容の検討というところからみますと、検討材料が徐々に整ってきている段階となります。

また、仮に指定管理者制度を導入することで、検討が進んだ場合についてですが、こちらにつきましては、教育委員会へ付議をさせていただきまして、教育委員会としての制度導入の決定を行い、その旨、市長のほうへ回答し、その後、正式に市の決定ということになって参ります。

その後のフローにつきましては、資料の6ページをご覧いただきたいと思えます。今申し上げました以降のフローが6ページになっております。こういった形で作業を進めていくこととなります。

次に、7ページをご覧いただきたいのですが、具体的に取る事項がこちらに掲載されておりますので、条例化ですとか、こういった作業をしていくこととなります。それからこの同じ資料の、11ページ、12ページにつきましては、今度は逆に、導入時期から逆算した、スケジュールの例が掲載されております。こちらは参考にしていただきたいと思えます。13ページ以降につきましては、協定の締結ですとか、委託の関係、個人情報の管理等、そういったものの記載になっております。資料3の説明については以上です。

あと資料7を見ていただきたいのですが、こちらは多摩地域における公立図書館の民営化の状況ということで、一覧で記載させていただいております。現在は指定管理者制度を導入している市は、2番の立川市、3番の武蔵野市、5番の青梅市、20番の東久留米市、23番の稲城市と5市になります。

続きまして資料8のアンケートの報告をさせていただきます。この資料8のアンケートにつきましては、昨年12月に実施して参りました利用者アンケート

トの集計報告となります。アンケート調査票はクリップ止めで、一枚原本を添付しておりますので、ご参照ください。では順にご説明して参ります。

まず1番の調査期間ですが、こちらは平成28年12月3日土曜日から12月9日金曜日までの一週間行っております。2番目の調査対象者ですが、こちらは概ね高校生以上にアンケート用紙を配布しています。なお、用紙の配布につきましては、3館ありますが、どこの館で配布したかということは、用紙でわかるように、中央図書館用平日などの区分をあらかじめ記載して配布しております。それから3番、調査の方法ですけれど、市立図書館3館全館で、入口付近に担当者を置きまして、来館者へ直接手渡しで配布を行いました。当日回収箱に入れることができなかつた方につきましては、持ち帰られて14日までに、ブックポスト等へ投函していただくようお願いして回収をいたしました。4番の該当者数ですが、こちらにつきましては、2,179枚となっております。5番の集計結果です。問1の図書館の主な利用目的ですが、3館全て図書、CD等の貸出ということで、大体72%~74%、それから新聞雑誌等の閲覧ということで20%前後のご利用となっております。こちらは大体共通した割合となっております。次に問2ですが、サービスで重要であると思うことについてということで、こちらは2つ選択で回答していただきました。全館共に一体化した資料収集・保存ということで、約45%、それから資料の相談・取り寄せということで26%~30%と大体同じような傾向となっております。次に問3の市が直営で実施すべきもの、こちらについては2つ以内ということでご回答いただいておりますが、資料の収集・保存が、地区館では46%~47%、ただ中央館につきましては、その割合が少し高くて、53%という結果でした。地域と連携した児童サービスにつきましては、地区館では22%、中央館では26%と、地区館と中央館の結果には少し違いが出てきているような状況でした。またレファレンスにつきましては、桜が丘が9%という数字に対して清原図書館は4%と、2つの地区館の比較においては初めて極端な違いが出るような結果が見られました。続きまして問4ですが、こちらは桜が丘図書館に対する館別の利用者からのご意見となります。桜が丘図書館を利用されている方はやはり桜が丘図書館への意識が非常に高くて、今まで通りを希望する方も151人ありましたが、夜間開館を希望される方も126人ということで、祝日開館ですとか、平日開館の増を求めている方よりも、夜間開館を望む人の方が多いというような結果となっております。一方、清原図書館の利用者からは、多分清原の図書館利用者は桜が丘図書館を利用する機会が少ないためと思いますが、回答数が少ないような状況がありました。今度は5ページです。5ページは、清原図書館を利用されている方に対するアンケートです。桜が丘図書館利用者につきましては、やはり清原図書館の利用が少ないせいとか、ご希望等は少ない状況になりました。それから清原図書館利用者につきましては、自分の近くの図書館ということで、ご希望も平日開館が一番多くて、逆に夜間

開館への希望については少ないというような結果が出ております。それから問5の地区館を利用したい日につきましては、こちらは6ページです。全館共に、日曜日、土曜日の割合が高くて、その後祝日、その後平日というような順になっております。平日の中の利用順位については、これはまちまちというような状況です。一方、7ページの間6で、開館時間を平日の午後7時までということで、希望をお尋ねしたところ、3館全てが金曜日ということで40%前後、次に水曜日ということで20%前後、というような共通した結果が出ております。それから8ページの間7の利用者の年齢をお尋ねしたところ、こちらも3館同じような傾向で、60歳代と40歳代の方が多くて、次いで70歳代の方という状況になりました。それと問8ですが、お住まいについてお尋ねしたところ、地区館につきましては、それぞれお近くの図書館のご利用者が最も多いという状況で、特に桜が丘図書館は、その傾向が顕著に出ていると感じます。他市からのご利用も、かなりご利用されているような結果が得られております。それから最後に、問9で、自由意見を求めています。記述式の回答であり、分類といってもなかなか難しかったのですけれども、大きなくくりで捉えさせていただいております。桜が丘図書館の傾向としましては、時間の延長と、開館日を増やす。こちらのご意見がほぼ同数ということと、清原図書館につきましては、開館日を増やすというのが、29件と多くなっております。次に指定管理者制度に対するご意見ですが、こちらにつきましては、全回答の8～12%で記載されておりました、内容につきましては全て記載させていただいておりますので、こういったようなご意見ということでご覧いただきたいと思っております。この他にも今回開館日、開館時間以外のご意見等も非常に多く、例えば自習室の設置ですとか、古い図書を新しいものにしてほしいですとか、DVDの取扱いをしてほしいですとか、利用者のマナーを求める内容のものでしたとか、多数のご意見をいただいております。それらは全て、こちらへ掲載させていただいておりますので、参考にしていただきたいと思っております。長くなり申し訳ありませんでしたが、資料のほうは通しで全て説明させていただきました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いしたいと思います。

会 長： ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。説明の資料等につきまして、何かご質問等がありましたらお願いいたします。どうぞ。

委 員： アンケート調査の件でお伺いしたいのですが、2, 179件という応答数は、この図書館を特に利用されている方々のご意見だと思いますが、例えば人口8万人として、その2.5%か3%くらいの方の回答ということになって、東大和市のそういう民意が反映されているのかどうかという疑問があります。ただこういう形式のアンケートは、大体こういう形でしか出てこないの、その点は了承をしていますけど、そのへんはいかがでしょう、こういうものなのでしょうか。

会 長： どうぞ。

事務局： 一般に全市的に行う調査ですと、大体2,000世帯ぐらいを無作為抽出して、郵送等で調査を行うというのが一般的に行われております。その中で回答いただけるのは、6割ぐらいの回答がいただければいいというのが、そういった調査になるかと思えます。この場合ですね、図書館を利用されていない方に対するアンケートにもなってしまいますので、傾向としては、どちらかというところ利用希望が多いような回答になってくると考えられます。その意味では、今回直接利用されている方に窓口アンケートを行っていますので、図書館についての利用経験もありますし、ご理解もある方のご意見ということで、その意味では本当に真摯なご意見をいただけていると感じております。サンプル数として2,000を超えてくれば、これは一応数的には、多い数と思うのですがけれども、ただこれを統計的に、果たして同じ方が何回か回答している場合もありますので、それが全て統計的に合うかといいますと、ちょっとそこまで当てはめることは難しいと思えます。今回の調査は、本当に利用されている方の真摯な意見をいただくことができたということで、そういった評価をさせていただいております。

委員： この指定管理者制度という大きな問題を考えるうえで、このアンケートが大きな意味を持つことはわかりますけれど、もう少しこの指定管理者制度に関するアンケートというようなものも実際には必要ではないかというふうに考えています。

会長： ご意見ということですね。はい、どうぞ。

事務局： 今回のアンケートの中には、一応目的は地区館の開館日、開館時間等の見直しということで掲げておりますが、ただどうしても市長からの依頼の文書といった事実もありますので、現実には民間活力の導入も考えているということがありますので、指定管理者制度ということばをはっきりうたうような形でアンケートさせていただいております。自由意見の中にも、指定管理者制度というものを、念頭においたご回答もいただいておりますので、ある程度は指定管理者制度の導入についても考えているということで、利用者の方にも伝えることが出来ていると思っています。今後ですね、また新たに、アンケート調査をするという考えは無いのですけれども、こういったせつかく2,179名からの回答をいただいておりますので、こちらのアンケートについてはやはり尊重するような形で、やって行きたいと思っています。以上です。

会長： 他の委員さん、ご意見、ご質問ございますか。はい、どうぞ。

委員： 前回の会でいただいた資料で、市町村別の図書館蔵書数の一覧と開館時間状況一覧というのがありますね。28年3月31日現在、他市との比較が開館時間でされています。他市と比較しますとかなり東大和は開館時間短いですよ。これは自治体間競争というのはどうしてもありますから、余程365日24時間読めるのは図書館だというそういう議論が出れば話は別ですけども、やっぱり自治体間でサービス競争していますから、ほどほどに揃える必要があるとい

うこれは間違いないことだと思います。これをやらないと、いつまでもこういう開館時間が短いではないか、いつ行っても閉まっているではないかという議論が出てきても、これはやむを得ないことだと思うのですよね。市民の要望としては当然のことだと思います。そういう意味ではこの時間とか、開館日とかの拡大、これは必要だろうなと思っています。そのことについて(3)の議題の地区図書館の開館日及び、開館時間等の見直しについては必要であると私は思います。それを今のままでいいとは多分市民も思わないし、私も思いませんけどね、広げるべきだろうと思っています。問題は、「等」というのはどういうことを含めるのかということです。行政文書というのはいろんなことで等をくっつけるのですよね、表題とかにおいてもね。それは等がついているからなんでもいいじゃないかと、何でも含めて議論して、答申をあげてくださいというのではないと思うのですよ。等というのは何でもいいという意味では無い。だけど、等が無いと、それは書いてないじゃないかと言われますから等を付けて、一応予備的に含ませておくわけですけども、指定管理のことに議題が移っていますけど、それが等に入るのですかねというのが基本的なこの諮問の問題点だろうなと思っています。今のように拡大して要は指定管理ではないと、直営だとこの時間確保はできないのだという結論になったら、その指定管理の問題を考えるべきだろうと思いますから、等があるからすぐ指定管理についての答申をあげてくださいという論法というのは、かなり乱暴ですよ。等があるだろうから何でもかんでもあげてくれというのはいかがなものか。もし本当に指定管理についてあげてくださいというのなら、それなりの諮問の仕方もあるし、どんな内容でやるのかと、条件の無い指定管理、一般論で指定管理に賛成ですか、反対ですかというのは無いのですよ、実際は。必ず条件で指定管理はやむを得ないとか、それは絶対にやめるべきだとか、条件次第なのですよ。一概には言えない。観念的な問題ではないということです。従って、直さないとは思いますが、一応そういうことがありますよということだけ指摘をしておきたいと思います。

今の延長線で言いますと、今日いただいた資料の、資料3-1の2の2ページ目です。事業者提案によるサービス拡大の例というのがあります。内々どのくらいの開館日、開館時間の延長ができますかというのを、調べたのだろうと思いますけど、所詮例ですからね。確定的なことはわからないです、実際やってみないとね。例は例でいいのです。参考にして判断すればいいわけですから。問題はこれ予算がどうなっているのか。桜が丘は42日間増しますよ、清原は88日の増となりますよ、時間も2時間の拡大となりますよといっている前提の予算というのは、今の直営の清原と桜が丘の人員費で正規の職員当然含めて、これだけの日数増時間の拡大ができますよといっているのか、あるいはもっとかかるのか。予算のことで全くふれていないので、ただ増えるといっても金がいっぱい取られるのだったら当たり前なのですよ。そういうことがありますか

ら、金の面でしっかりと、この予算で日数が増えるといっていますというふうな構造でないと判断ができない。要するに指定管理をするというのは、サービスの拡大という中に、日数増とそれから時間増とそれだけではないのですよね、金が当然絡むのです。金が無尽蔵にあるなら、365日開けますよ。そんなこといっていたら市民はたまったものじゃない。図書館のために市の税金、そんなに使っているのかという議論が起こりますから、この予算でこれだけの人数増、時間増、開館日増というのが無いと判断のしようが無いじゃないですか、ということ指摘したいです。それをやりませんとね、観念論で図書館の指定管理、とんでもない話だと、どこからそのお金を節約して業者は利益をあげるのだと、そういう議論に観念的に当然なりますよ。だけどそうじゃない。市民の税金を少なくして開館日、開館日数を増やすのですよ。それが本当のサービスではありませんか、それだと直営ではできないのですよ、どちらを選択しますか、というのが正しい議論だと思うのですけども、この予算について、どういう予算でこれだけの増ができるのか、お願いいたします。

会 長： はい、どうぞ。

事務局： それでは、まず最初に等の部分ですね、開館日、開館時間等の「など」、基本的には、例示としてあげているものよりも内容的に小さいものが等に含まれるというふうに判断しておりますので、メインが開館日、開館時間。それに付随する細かなサービスがあると思いますので、そちらが等に含まれるという理解でお願いしたいと思います。それから次の予算の関係なのですけれども、この事業者の提案につきましては、こちらはあくまで事業者の算定による提案という形になりますので、細かな内容までは、詰めたものではありませんが、一応行政報告書を見まして、その中で清原図書館、桜が丘図書館が行っている事業などを含めて、この位の開館日数、開館日が増やせるだろうというふうな提案になっております。実際の予算については申し訳ないのですけれども、どのくらいというのは申し上げることができないようになっております。ただ、今後、指定管理者制度をもし導入するといった場合に、市のほうで今までの実績の中から、事業費と人件費そういったものを積算いたしまして、その中でまずこの年度はいくらというようなことで金額を定めまして、大体5年間の契約ですとか3年間とかになるかと思うのですが、この年はいくらというようなことで、頭打ちの金額を定めまして、その中で、市としてはこういった事業をやってもらいたいというようなものを入れまして、仕様書を作ります。それを見て業者のほうで参入できるということであれば、手をあげてくる形になります。実際にはそこで、手をあげた業者からのプレゼンテーションを伺って、どんな事業をその予算の範囲の中でやってもらえるのか検討委員会の中で評価をいたしまして、事業者を選定していく。その意味では、一応市のほうが提案する金額自体は越えることが無いのですけれども、あとはサービス内容をどの程度充実したものの提案を求められるかということになると思います。

委員： 今指示書でね、細かい内容を交渉して、協定書作るわけですよ。そうすると、当然金が絡むわけですよ。金が絡まないで、これやってくれ、あれやってくれということは絶対あり得ないわけですから、そこにアンケートに出ているようにいろんな心配を市民の方はされていますよね。本当に秘密が守られるのかどうかとか、選書などは誰がどうするのかとか、そういうことがありますし、また安い賃金でアルバイト的な方だけで運営ができるのかとか、そうするとノウハウの蓄積が無いではないかとか、いろいろな指摘されている問題がありますから、それも全部、指示書の中に書きこんで、要するに何人以上の人数でやっってくださいとか、その中で司書の資格を持っている方は何人以上にしてくださいとか、そういうことを書きこむと当然金が絡むわけですから、それを含まないで、金額的に図書館の指定管理はとんでもない話だという議論に私はならないと思っているのです。それをきちんと押さえて、市民の心配を未然に払拭するような、手立ての中で、指定管理はいいか悪いかということ判断すべきですから、今この指示書も何も案も何も無い段階で、指定管理良いですか、悪いですかというのは、かなり答申するほうも条件いっぱい付けないと、出来ないと思います。この条件付けろ、この条件付けろ、この条件付けろ、それならいいでしょう、たぶんそういうふうにしかならないと思うのですよ。そのへんのところはどうでしょうか。

会長： はい、どうぞ。

事務局： 委員のおっしゃるとおり、条件をいろいろ付けることによって、当然金額等は変わってきてしまいます。どこまでのサービスといいたいでしょうか、条件を付けられるかにつきましてはそれはやっぱり、現在、市のほうでも、積算する中で、金額を見込んで行かなければいけませんので、おのずと例えば条件を高くすれば、それだけ委託金額は高く設定しなければいけないと思います。そのへんは今後内容を詰めていく中で、「どのくらいのレベルまで」というようなものは出していく必要があると考えております。個人情報に関係につきましては、一応これは規程を必ず設けていきますので、そのことを遵守してもらうというような形で対応していくことになると思います。

委員： ちょっと小さなことになるかもしれませんが、アルバイトの方とか、そういう方が入ってきて誰がどの本読んだとかいうのを思想・信条の自由に関わる個人情報がありますよね、それは絶対にもらしちゃいけないわけですけど、退職したあとのしぼりというのはどういうふうになりますか。

事務局： 退職したあとのしぼりは出来たと思うのですが、確認させていただけますか。

会長： 先ほどの資料の説明のあと、ご質問、それに引き続き、ご提案、ご意見を皆さんおっしゃっていただいている、他の方もこんなことはどうなんだろうとか、こういうところは気になるとか、答申を私たちがまとめるにあたって、必要な事柄とか、あれが気になる、これが気になることがありましたら、ざっく

ばらんにお出しいただきたいと思います。いかがですか。

委員： 諮問事項の「等」の話が出ましたので、開館時間の拡大というこの方向については、この調査の結果を背景にして、やはりこれが必要な方向性なのかなというふうに思いました。ただ一方で、この調査の結果を拝見しますと、指定管理者導入への反対慎重論というのが非常に多くて、比較すると賛成より数が多いということで、かつ、開館時間の拡大というのがでてきているというのが結果かなというふうに思います。そうすると、それをまとめると、まず最初に、現在の直営の現状で、それはできないのかというのは率直な疑問なのですが、今回の資料で言いますと、資料の5、ここで平成26年に庁内調査をした報告というのが出ていますけど、この時点では、例えば清原図書館では育休中の方もおられてというような話も書かれてあり、ちょっと現場では難しいというような感じに思いましたが、ではこういった調査も踏まえて、現在今一度、これをアイデアというのは無いのかなということを私はまず知りたいです。外部の人間なので的外れであることをお教えいただきたいのですが、地区館の運営も正規職員がどのくらいで、非常勤の方がどのくらいとか規定に沿ってまわしている職員態勢だと思うのですけれども、そこを工夫して、そういう体制の規定を少し変えても、地区館の休館日を減らすとか、開いている時間を拡大するとかいったことが、出来るのか、出来ないのか。これは現時点で現場で働いている方にお伺いしないと、私どもちょっとわかりませんので、そこが平成26年の調査ではそういった結果ですけれども、いろいろ状況が変わってきていることもあるのかと、その時点で出来るのか、出来ないのかというところ、直営でのそうした部分が、どうなのでしょう、というところをまず、私は知りたいなと思って、それさすがに今ある資料ではちょっとわからないことなので、今後わかればなということなのですが、それでやはりどうしてもこれは難しいだろうということであれば、それこそ「等」の次の部分に入るのかなという気がするのですけれども、そこがちょっと知りたいところですがいかがでしょうか。

会長： どうぞ。

事務局： 今のご質問ですけれども、今年度に入ってから、図書館の中でも、確認ということでさせていただいておりますが、確かに職員数は多くいますので、勤務のローテーション表上の窓口的なところですか、こういったようなところに限ると、対応は可能にはなる組み合わせもございます。ただですね、今図書館の職員は単にカウンター業務だけでなく、いろいろな業務を抱えておりまして、それがチームを組んで、作業しているような状況があります。そうしますと勤務ローテーション上の人の手当ては出来るのですが、実際に業務はどういうふうに移って行くかということまでが、なかなかついていけないというかリンクしていかないということがあります。他市並みの開館日、開館時間を確保するとすると、相当数の時間なり人手が必要になってきますので、これらを全てクリアするとなりますと、相当多くの代償といいたいまいしょうか、変更していかな

いと、実際にそのまま運営していったところが、すぐ立ち行かなくなるというようなことも十分考えられますので、非常にここ慎重にやっていないと、取り返しのつかない事態にもなりかねないということで、慎重にさせていただいている状況です。今回年表ということで資料の4を付けさせていただきましたが、今までも、これまでよりも職員数が多いような状況の中での、本当に少しずつ、少しずつ改善してきているような状況になります。ここを、今の段階で、大幅な改正といいたいでしょうか、見直しというのは、現場の管理もありますので問題が多いというのが実感です。そこまでの検討になりますと、結局は今の体制で他市並みの開館日、開館時間をクリアするのは難しい状況と判断しております。

会 長： はい、どうぞ。

委 員： 私は、ものの順序が、順序立てていないために起こるのか分かりませんが、この今日の議論というのは、地区図書館の開館日及び開館時間、等は先ほどの問題になっていきますけど、見直しということで考えていたわけですが、その問題を考える上で、既に平成23年に決められているような指定管理者制度に係る基本方針、これが先にあって、それで指定管理者制度等導入第2次移行計画、これで桜が丘図書館と清原図書館が対象になっている。そちらの議論がずっと最初のほうで行われてきていたものに対して、ちょっと待ってもう一度、その制度の導入にあたっていろいろ再検討しなければいけないという話になって、それでまずは実際に桜が丘図書館及び清原図書館がどういう状況にあるかということをお尋ねになっている。そうなりますと、今度は予算だけではなくて、桜が丘図書館と清原図書館というのは、東大和中央図書館とどういう関係にあるのかとか、どういう関係にすべきなのかとか、何か役割分担をするほうがいいのかとか、そういったことまで考慮していかなければいけなくなってきて、指定管理者制度について今日はもう議論はしないと。この地区図書館の開館日と開館時間、これについてどうするかということに絞ってやるのか、あるいはもっと先ほどのようなことに踏み込んで指定管理者制度の導入の是非を今踏み込んでいいということになれば、また別の意見もあろうかと思うのです。そのへんを私、自分自身で両股を掛けるような形になっていて、ですから、もっともこの図書館の特性といいますか、図書館というものが、一般のそういう施設に馴染まないという特色を持っているとか、いろいろな議論があったと思うのですが、そういうことも全部踏まえていかないと、この議論が進まないと思うのです。それで、まず今、この桜が丘図書館と清原図書館の調査結果が出てきていますけども、それといわゆる中央図書館とのやりくりがいろいろあるようですので、全体としてどういうふうか、今もし、こういう指定管理者制度を導入しないで、市の管理でこの両図書館を実際に動かしていくというのであれば、そのへんの具体的な人のやりくりとか、職員の配置とか、そういうことが実際に現在の状況のもとでどこまでやれるのか。いくら予

算があっても足りないというようなことを、いくらいってもしょうがないので、その範囲内で可能なことをまず考えるのか、そのへん具体的に教えていただければと思います。

会 長： はい、どうぞ。

事務局： 他市並みの開館日、開館時間ということで、東大和はどのくらいの開館日、開館時間がいいのかということで、事務局側の考えの中では、清原図書館、こちらはやはり月曜日開館というのが絶対に必要ではないかと考えております。あとは、祝日についてもやはり開館をしてほしいという要望が多いので、祝日も開館できる方向で対応する。最低限この2つは絶対にクリアしないといけないのかなということで考えてきています。祝日につきましては、地区館だけにするのか、中央館も含めてにするのかと、そのへんのところはあるのですが、いずれにしてもどこかの館は開けるような形でできないかということで検討させていただきました。その中で、先ほどお話したのですけれども、やはり清原図書館を月曜日に開館するだけでも相当な時間数がかかりますし、祝日を開けることによって職員のローテーションなども組み換えが必要になってきます。それについては、職員のほうからもいろいろな提案等があるのですけれども、図書館全体の業務量をしっかり把握していかないと、選書の作業にしろ、除籍の作業にしろ、リクエスト等も毎日のように来ますし、図書も毎日1,000冊以上のものが血液のように流れていて、それらを整然と管理していかなければいけないようなこともあります。システム的なこともございますので、そういったことをトータルで考えていきますと、なかなか思い切った対応がとれないというのが正直なところですね。あと、一番大きなところは、例えば、今までいた職員を減らして、祝日へ充てるように作業をしていきますと、その日に勤務する職員の人数が減ってきますので、例えば体調を崩してしまったような場合など、緊急の時にどう対応するのかとか、そういったような心配も日々していかなければいけない状況がございます。また、実際に大きく動かすとすると、これは、シミュレーションもなかなかとりにくい状況もありますので、思い切ったことができないのが現状になっています。

委 員： 今、一応、指定管理者制度導入に関しては一切考えないで、この桜が丘図書館と清原図書館を何とかやりくりして、もしそれが可能であれば、その制度を導入しないで実施していくことも考えるわけでしょうか。それとも、もうこの既定路線になっていて、桜が丘と清原は指定管理制度第2次移行計画にのった中で、今この問題を検討しておられるのか、その辺りをよく分からないので、お尋ねしたいのですが。

会 長： ご質問は、前回の会議でもどうなのだというところで、皆さん疑問に思われたところだと思うのですけれども、諮問事項では開館日と開館時間とうたっていないながら、その先に第2段階で指定管理者制度についてもというふうな、委員さんのご発言が出ておりました。みんなそこのところが非常に曖昧というところ

ろかと思えます。それがはっきりしないと、どこまで議論が続いてしまうのか、ここで終われるのかというところだと思うのですが、そういうことで、よろしいですね。

委員： 指定管理者制度導入の是非を問うのであれば、また別の角度から申し上げたいこともあるわけです。ですから、今はこの両図書館が、桜が丘と清原の両図書館が、今の中央図書館との職員のやりくりで、開館日を増やしたり時間を増やしたりすることが可能であるということの議論かと思って、そこから先の指定管理者制度と絡めた議論になりますと、これはまた、そもそも図書館とはなんぞやという話になっていきますので、図書館の本来の存在意義がまた問われると思えます。今はそれよりも、具体的にその制度とは別に、この図書館の、アンケート等による希望に沿うような形で実施していけるかどうかの、そういうことに絞っていただければ分かりやすいのですが。

会長： 他の委員さんのご意見はいかがでしょう。私はこう思うのだということを是非おっしゃっていただきたいのですが。はい、どうぞ。

委員： 先ほど、それから今、委員からも出ましたように、やはり一つ一つ押さえていかないと、こうやってみただけ駄目なのですと、ただ漠然と言われても、見えないのですよね、お話が。ですから、今回これ全部、アンケートや意見のほうを読ませていただいて、とてもショックだったのは、図書館の職員のお仕事を理解していない市民の方が随分いらっしゃる。貸本屋さんぐらゐの感覚で、ただ立っているだけの人もいるみたいな意見を読んだ時に、本当に正直驚きました。ということは、図書館の仕事とは何なのかということを理解してもらうことって、すごく大事なのですね。このアンケートをやったことによって、それが少し見えてきたのだと思えます。何年も前から私は、協議会の中で図書館をもっとPRしてくださいとお願いをしています。それで、図書館はこういうことができるのですよと。それから、できないこともあるということも知ってもらう。そういう中で、今回、市民から寄せられた意見、先ほど、館長はそういう意見は尊重したいとおっしゃいました。その中で出てきている意見が、無理難題もありますけれども、検討していった考えられるような意見もあるような気がするのですよね。そういう中で、やはり私たち委員も分からないことがある中で、たくさんの資料用意していただいて、読ませていただいて勉強した中で、やはり今出て来たことが、お2人の委員さんから出たように、今現在、地区館の状況はどうなのですか。本当にできないのですか。ローテーション上では無理なのだと館長はおっしゃるけれども、それは館長や管理職の中で動かしていることであって、それが私たちに見えれば、なるほど、やっぱり無理ですねとなると思うのです。だけど、無理なのです無理なのだと、やはり言われるだけでは、クエスチョンマークばかりがつきますので、そのへんのところを理解するってすごく大事なことだと思うのですね。そのために、では清原は今こんなふう動いてこんなに人数が足りないのです、桜が丘はこの人数で

やって1人が休んでしまったらこんなに動けないのですということ、実質的に私たちが見たり聞いたりすることによって、次のステップに行けるのかなど。今正直に言って、本当にこの文章上だけでというのはものすごく分かりにくくて、例えば今言ったように、行って様子を見させていただいたり、お話を聞いたりして、なるほどとなって次のステップに行かせてもらえたら、納得しながらお話しができていくのかなというのを、今すごく感じました。分からないのです、分からないのですでは、次に行かれないかなと思います。

会 長： はい、どうぞ。

事務局： 結論的などころになってしまうので申し上げてはいなかったのですが、内部の検討の中では、今の体制の中で、他市並みの開館日、開館時間をクリアすることはできないということで、それ以上の検討は、とりあえずはしない方向では考えています。

会 長： 他の委員さんは。

委 員： よろしいですか。今みなさんから伺ったことはもっともだと思って、市の直営でできないものかどうか、それで、先ほどいろいろな条件をつけたらコストが上がるのはしょうがないとおっしゃっていましたが、そのコストが上がるがしょうがないのだったら、それを、市の人をもう一人雇う分が、コストが増える中で賄えたら、それで直営でできるのではないかとか思ってしまいますけれど。それでも、小学校の司書をやっているのですけれど、やっぱりレファレンスとか小学校との連携とかを考えますと、長い期間お付き合いをさせていただいたほうが、そういう司書さんが居てくれることによってお互いの関係が上手くいくし、授業のほうにもうんと資料を役立てることができると思うので、そういった体制がとれるような形にはしてほしいなと思います。指定管理者制度の話に持って行ってしまっていていいか分からないのですが、この時点で。単年で雇われる人が来て、今年のことしか分かりませんというようなことを言われるようでは、やっぱりこちら側としても、学校側から今までこういうことをお願いしていたのですよということ、毎年毎年同じことを繰り返していくのではなくて、では今年も去年と同じふうに、こういうふうと一緒に連携していきましょうという形を取れる、今まででしたらそれで取れていた、そういう形を継続していくためには、そういうことができるような形を、今まで通りの形を取ってほしいなと思うのですね。まず本当にできないものかどうかというのが、今、お話いただいたのですけれど、何か腑に落ちないところがあって、市議会の議事録みたいな、市報みたいなもので回ってきたのを見たら、これのことに、指定管理者制度にふれていて、予算の問題ではないみたいなことが書いてあったので、ということは、直営にも予算が回せるのかなど、私は簡単に思ってしまったのですけれど、そのへんのことを考えると、この話というのは、直営で実際どれだけ予算がかかって、賄えるのかどうかというのを、もうちょっと議論の余地があるのではないかなと思ったのですが。すみ

ません、まとまってなくて。

会 長： みなさんのご意見、まとめるのは非常に難しいのですが、いろいろに分かれていて、まずは直営でできないものかと、その検討を私たちの協議会でやってみまいかと、ご提案が一つあります。その上に立って、それで駄目だったら、諮問をお出しいただいた館長のほうは、指定管理の上ののってというところに、認識のところはずれが既にあるように私は受け止めてしまうのですけれども、そうではなくて、まず、今やっているのをちゃんと確認をして、それでどうあるべきか、そのあとに指定管理はどうなのかといくというご意見が出されたかなと思うのですが、他にこういうのはどうなのだというご意見は。ちょっともう時間も押してきておりますので、次の議題にも関わってきますので、そのへんはいかがでしょうか。それがはっきりしないとやっぱり進め方にもいろいろ出てきますので。はい、どうぞ。

委 員： はい。内部ではもう結論は出ているのですよということでしたけれども、例えば先ほどの状況ですと、清原の月曜日と、どこかで祝日を考えているような体制で検討されているということ、検討してみたということだそうですけども、例えば、清原の月曜日を開けると、その一点でやっていったらどうだろうかとか、いろいろな要望がもちろんあって、全部が叶うわけではないので、少しずつ改善してきた歴史から考えると、やっぱり今回も劇的に変わればいいけれど、それはなかなか難しいでしょうから、変えながら、市民にこういう取り組みをやっているのですというような話で、理解を求めていくということではないかなと思うのですが。例えば清原の月曜日に絞っていろいろシミュレーションをしてみても、それはやっぱり難しいということになるのか。現行の体制でやっぱり動かすのは難しい、開館時間を増やすという、少しずつでも増やすということは難しいのか、その辺りはいかがでしょうか。先ほどのシミュレーションですと、一応他市並みに月曜開館をやって、祝日もどこか開いているということを前提にされていたと思うのですけれども。

会 長： どうぞ。

事務局： どういう開館日、開館時間を想定して設定していくかというのは非常に難しく、図書館の中でもどういうところを目標にして、みんなで検討しようかという話になりまして、その中で、清原の月曜開館と祝日開館は、これは必須かなということで、そこをターゲットというか目標にして検討はしてきたところです。あとは、夜間のこととかもあるのですけれども、とりあえずは清原の月曜と祝日開館でやっています。それで、確かに職員の窓口の勤務のローテーションの表上は、これはできるのです。人が振替えてやればというようなことになるのですけれども、ただ実際に他に抱えている業務が非常に多いもので、それぞれが抱えている、あるいはチームで抱えている業務が、一緒に動いていかないと整理ができない。その整理を合わせてしていく必要があります、そちらの検討をしてきたところなのですが、ひとりの人がいくつもの担当をしています

ので、それを整理して組み立てていくというのは非常に難しい作業になります。職員数が多いので、勤務ローテーションも本当にパズルを組むような形でやっている状況ですので、それをさらに複雑化していく形になり非常に難しい。人事異動等もありますので、そういったことも考えてきますと、現場を預かる立場としては、そのへんの安全を第一に考える必要もありますので、あまり無理な組み方はさせられないところが、一番のポイントになったと思います。いろいろなパターンがありますので、これを詰めていくと、なかなか結論的なところが出てこないのですね。それなので、一応内部では、月曜日の清原と祝日開館については、ここまでの検討でとどめさせてもらっています。あと細かな、1日、2日の休館日等開けるかということは有りかもしれませんけれども、そのへんのところは、今回ここに至っては検討の対象ではなく、ある程度大きく変えていく必要があるという見方で進めさせていただいております。

会 長： はい。ということは、明確におっしゃっていただいてもいいのですけれども、私の受け止め、会を運んでいく都合もありますので、どちらなのか、直営のことで考える余地はまったく無いのか、厳しい言い方なのですが、それがはっきりしないと、私たちもどのようにというところがあるのです。皆さんやっぱり、直営でどうなのかまず考えて、それで駄目だったらということをしちんとやりたい。でもそのやる内容が指定管理についてどこまで踏み込むかというのはまだ分からないという、それが前回の会議でもそうでした。今回もいろいろ勉強したあとでも、やっぱりそこが明確でないので、もう直営でやるには、何時までと、何曜日も開館するのかというふうにいけば、ものの考え方がすごく楽にはなるのですが、そのところが諮問事項では、それを検討してください、直営も選択肢に残り、指定管理も有りですよというふうに受け止められるような表現だったために、今日のような事態が起きている。今日、はっきりとしたいのですが、委員さんのお気持ちは、これまでのご発言の中からはかなり分かったと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局： 前回の資料の中で、他市の状況の資料との比較と、今回、ある程度指定管理者ということをやった中でのアンケートの結果でも、やはり開館時間、開館日を増やしてほしいという意見も多数ありましたので、これは増やす方向で検討しなければいけないと思います。果たして東大和市の実情に合った開館日、開館時間がどの時間帯なのか、これを把握していく必要があると思います。

それが例えば、何日も増やさなくていいよということになるのであれば、またそこはそこで検討の余地があるのかもしませんが、今取り上げていた資料の中ですと、やはり他市並みの開館日、開館時間は必要なのかなというふうに、自分では感じています。

それがすぐにその指定管理とイコールになるかと言いますと、指定管理をするにあたっていろいろな問題がありますから、それらを一つ一つクリアしていくという次の作業が出てくると思います。ただ、そういうのを検討するにあ

たって、最初の基本的なところとして、東大和市の開館日、開館時間というのはどの程度が理想なのか。それをまず決めていく必要があるのかなど。それを決めて、指定管理者なら指定管理者の制度を、問題点等を検証していったら、その中でどうしてもこれはクリアできない、問題が多すぎるということであれば、それはやはり指定管理導入するということはできないということになってくると思いますので、そういう順番で議論というか、考え方をまとめていただければありがたいと思います。

会 長： はい。委員さん皆様、何かお尋ねしたいこと、ご質問はありますか。ということは、今までのやり方であれ、指定管理であれ、東大和市の地区館はどういう開館日と開館時間が望ましいのかということで、運営の在り方は関係なく考えればいい。今まで通りの私たちの思考でいけば、直営のままです。それで無理だったら指定管理のやり方というふうな、簡単に言えばそういう整理でいいでしょうか。

事務局： 単純に、例えば今までもそうだったのですけれども、この開館日、開館時間については、特にその協議会のほうに意見を伺うことなく変更して来たかと思うのですが、ここに至っては、やはりある程度大きな変更が必要ではないかということで、今回諮問させていただいております。まずは開館日、開館時間、このへんのところに絞ってご意見をいただくという形のほうが、当初の諮問した内容も、そういう内容で諮問させていただいておりますので、議論が進みやすいかなと思います。

会 長： それでご理解いただけましたか。次の会議の進行にも及んでいきますので、事務局のご説明を受け止めて、今日の議論を参考にしながら、次回の会議を進めていきたいと思っております。もう約束のお時間、5時になってきて申し訳ございません。次回も引き続き考え方をまとめるために検討していくということで、議題の3、諮問事項に関する議題はここまでとさせていただきます。議題の4、その他についてお願いいたします。

5. その他

事務局： 3点ほどありまして、まず1点目なのですが、机の上に配布させていただきました、28年度の多摩地域公立図書館大会のレジュメ、こちらを添付させていただきました。内容につきましては、申し訳ありませんが、こちらのほうをご確認いただくということでよろしく願いいたします。それから2点目なのですが、1月19日に清原図書館が開館10周年を迎えたということで、そちらも別紙ということで、実績を報告させていただいておりますので、申し訳ありませんが、紙面をもって報告に代えさせていただきたいと思っております。3点目といたしましては、次回の日程ということで、確認をお願いしたいと思います。それともう一つ先ほど、退職後の公立図書館員については、個人情報をもらしてはいけないかどうかという質問をいただいたかと思っておりますが、東大和市の臨時職員では、退職後も絶対にもらしてはいけないことになっております。

また、もし指定管理した場合の方向につきましては、また改めて確認にあたっていきたいと思います。はい、以上です。

会 長： では3点目の、次回の開催日を決めさせていただきます。先ほどのご説明で、予算の中で、平成29年度は5回の会議の開催予定となっておりますが、その中で、事業の説明や、子ども読書推進計画の見直しなどの議題も織り交ぜながら、年間5回。そして答申をその間にまとめていくということになりますので、少しハードな会議になるかと思いますが、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。事務局とこちらでいろいろ検討して、候補日を2日ほど提案させていただきます。これまで木曜日に開催してきておりますので、その辺りから考えまして、今2月です。時間を置かないように、2か月後ですけども、平成29年度の第1回図書館協議会は4月20日第3木曜日か、もう一週後の27日。それと、第2回の図書館協議会を6月22日か、6月29日。6月の場合は22日が第四木曜日です。29日は第五木曜日です。どちらかにそれぞれ、もしここで決めていただければ。まず、最初に、4月ですが、4月20日、ご都合の悪い方。どなたもいらっしゃらなければ、では4月20日第三木曜日ということで。6月22日の第四木曜日ではいかがですか。

事務局： 議会がちょっと分からないので、もしできましたら29日で。

6. 閉会

会 長： はい。では、6月22日または29日ということで、決まり次第またお知らせをさせていただくということでよろしいでしょうか。4月20日だけ今日はっきりしましたのでよろしくお願いいたします。他に何かございますか。それでは、ないようでございますので、以上を持ちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。長時間に渡りましていろいろな貴重なご意見を大変ありがとうございました。これを持ちまして、平成28年度第3回東大和市立図書館協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。